

電気供給約款

60Hz 地区 低圧用

2026 年 10 月 1 日実施

A0024

静岡ガス&パワー株式会社

I 総則	1
1 適用	1
2 供給約款の変更	1
3 定義	1
4 単位および端数処理	3
5 実施細目	3
II 契約の申し込み	4
6 需給契約の申し込み	4
7 需給契約の成立および最低利用期間	5
8 需要場所	5
9 需給契約の単位	6
10 供給の開始	6
11 供給準備その他必要な手続きのための協力	7
12 供給の単位	7
13 承諾の限界	7
14 需給契約書の作成	7
III 契約種別および料金	8
15 契約種別	8
16 おうちプラン	8
17 節約応援プラン	10
18 うちっち 500 プラン	11
19 おうち電化プラン	12
20 低圧電力	14
IV 料金の算定および支払い	16
21 料金の適用開始の時期	16
22 検針日	16
23 料金の算定期間	16
24 計量	17
25 使用電力量の算定	17
26 料金の算定	18
27 日割計算	18
28 料金の支払義務発生日および支払期限日	19
29 料金その他の支払方法	20
30 延滞利息	22
31 帳票発行手数料	22

32	保証金.....	23
V	使用および供給.....	24
33	適正契約の保持.....	24
34	力率の保持.....	24
35	需要場所への立入りによる業務の実施.....	24
36	電気の使用にともなうお客さまの協力.....	24
37	供給の停止.....	25
38	供給停止の解除.....	26
39	供給停止期間中の料金.....	26
40	違約金.....	26
41	供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	27
42	損害賠償の免責.....	27
43	設備の賠償.....	27
VI	契約の変更および終了.....	28
44	需給契約の変更.....	28
45	名義の変更.....	28
46	需給契約の廃止.....	29
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金の精算.....	29
48	解約等.....	29
49	需給契約消滅後の債権債務関係.....	30
VII	保安.....	31
50	保安の責任.....	31
51	調査.....	31
52	調査等の委託.....	31
53	調査に対するお客さまの協力.....	31
54	保安に対するお客さまの協力.....	31
55	検査または工事の受託.....	32
56	自家用電気工作物.....	32
VIII	その他.....	34
57	供給方法および工事.....	34
58	工事費の負担.....	34
59	停電時における問合せ.....	34
60	暴力団排除に関する条項.....	34
	附則.....	36
	第1条（実施期日）.....	36
	第2条（電気・ガス料金負担軽減支援事業の取り扱い）.....	36

別紙.....	37
1 当社の指定する会社.....	37
別表（60Hz 地区 低圧用）	38
1 小売電気事業者の変更を希望される場合の申込期間.....	38
2 負荷設備の入力換算容量	38
3 契約負荷設備の総容量の算定	38
4 契約容量および契約電力の算定方法	38
5 日割計算の基本算式.....	38
6 再生可能エネルギー発電促進賦課金	40
7 燃料費調整	41
8 進相用コンデンサ取付容量基準	43
料金表（低圧 60Hz）	45
1 おうちプラン	45
2 節約応援プラン	46
3 うちっち 500 プラン.....	46
4 おうち電化プラン	47
5 低圧電力	48

I 総則

1 適用

- (1) 当社が、低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）にて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、中部電力パワーグリッド株式会社が一般送配電事業者として託送供給を行う、60Hz 地区に適用いたします。

2 供給約款の変更

一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改訂された場合、法令・条例・規則等の改正により約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。なお、供給約款を変更する際には、特別な場合を除き、前もってお知らせします。

3 定義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(2) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(3) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(4) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 最大需要電力

一般送配電事業者の託送供給等約款で定める、需要電力の最大値をいいます。

(10) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(13) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(16) 消費税率

消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
なお、本約款においては 10%といたします。

(17) 一般送配電事業者

電気事業法第 3 条に基づき、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除きます。）を行うものをいいます。本約款においては、60Hz で供給する事業者（中部電力パワーグリッド株式会社）をいいます。

(18) 広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）

電気事業法第 28 条に基づき、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的として設立される法人をいいます。

(19) スイッチング

同一需要場所において電気の使用を継続される状態で、お客さまが電気の小売供給を受ける小売電気事業者を他の小売電気事業者に切り替えることをいいます。

(20) 再点

お客さまが当社との需給契約を新たに締結することにもない、需要場所において停止中であった電気の小売供給を再開することをいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量および最大需要電力の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、20（低圧電力）(4) を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な事項は、この供給約款の趣旨に則り、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申し込み

6 需給契約の申し込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、当社所定の様式または手続きによって申し込みをしていただきます。
- (2) 契約負荷設備、ならびに契約電流、契約容量および契約電力（以下「契約電力等」といいます。）については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ一般送配電事業者に供給設備の状況等について照会していただき、当社に申し込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) 契約の要件は次のとおりといたします。
 - イ お客様が電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたい、かつ、一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系していただきます。
 - ロ お客様は、一般送配電事業者の託送供給等約款に記された需要者に関する事項を遵守していただきます。また、必要に応じて、それらに関する事項を遵守する旨の承諾書を提出していただくことがあります。
 - ハ お客様は、お客様への電気の供給に必要となるお客様の情報を、当社が一般送配電事業者および広域機関に対し提供することについて、承諾していただきます。また、必要に応じて、お客様への電気の供給に必要なお客様の情報を、当社が一般送配電事業者および広域機関に対し提供することに関する承諾書を提出していただくことがあります。
 - ニ お客様は、お客様への電気の供給に必要となるお客様の情報を、一般送配電事業者が当社に対し提供することについて、承諾していただきます。また、必要に応じて、お客様への電気の供給に必要なお客様の情報を、一般送配電事業者が当社に対し提供することに関する承諾書を提出していただくことがあります。
 - ホ お客様は、当社が取得したお客様の個人情報を、当社のプライバシーポリシー

(プライバシーポリシーの詳細は、当社のホームページをご確認ください) に則り利用することについて、承諾していただきます。

- (6) お客さまが、特定商取引に関する法律にいう訪問販売や電話勧誘でお申し込み（またはご契約）された場合、お客さまはその内容を記載した書面（契約書）を受領した日を含む 8 日間は、書面または電磁的記録により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録を発信したときに生じます。

なお、お申し込みを撤回された際に、従前供給を受けていた小売電気事業者との小売供給約款が解除されている場合、お客さまは新たな小売電気事業者と契約をしていただく必要があります。

7 需給契約の成立および最低利用期間

- (1) 需給契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 需給契約は契約期間の定めのない契約といたします。ただし、需給契約成立の前提条件として最低利用期間を定めることといたします。
- (3) 最低利用期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の月の一般送配電事業者による検針日までといたします。
- (4) 当社は、需給契約を契約されたお客さまで、その最低利用期間経過前に需給契約を解約されたかたが、再度同一需要場所で、需給契約の申し込みがあった場合、適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社または当社の子会社（会社法第 2 条第 3 項の定める子会社をいいます。）に対する支払期限日を経過しても支払われていない債務がある場合は、需給契約への申し込みを承諾しないことがあります。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2) および (3) によります。なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 当社は、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3) によります。

なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をな

すものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を 1 需要場所とすることができます。

ホ 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を 1 需要場所といたします。

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、おうちプラン、節約応援プラン、うちっち 500 プランまたはおうち電化プランのうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

10 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申し込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給い

たします。

- (2) お客さまが小売電気事業者の変更を希望され、新たに当社との需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給開始希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定めます。なお、この場合の申し込みから需給開始までに必要な期間および需給開始日については、別表 1（小売電気事業者の変更を希望される場合の申込期間）に定めるとおりといたします。
- (3) 当社は、やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給準備その他必要な手続きのための協力

お客さまは、当該需給契約による電気の供給の実施にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

12 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式および 1 計量をもって電気を供給いたします。

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況、その他の理由によって、需給契約の申し込みをお断りすることがあります。

14 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

15 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします

需 要 区 分	契 約 種 別
電 灯 需 要	お う ち プ ラ ン 1
	お う ち プ ラ ン 2
	節 約 応 援 プ ラ ン
	う ち っ ち 5 0 0 プ ラ ン
	お う ち 電 化 プ ラ ン
電 力 需 要	低 圧 電 力

16 おうちプラン

(1) おうちプラン 1

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) に該当し、かつ、(ロ) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれ

れかとし、次のいずれかにしたがい決定します。ただし、いずれの場合も当社が必要と認める場合には、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電流の値等に決定することがあります。

- a. スイッチングの場合は、原則として、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとします。
- b. 再点の場合は、原則として、需給開始前に当該需要場所ごとに設定されている契約電流を引き継ぐものとします。

- (ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、料金表 1（おうちプラン）（1）に定めるとおりといたします。

(2) おうちプラン 2

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) に該当し、かつ、(ロ) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえ

ない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、1 年間を通じての最大負荷を基準として、次のいずれかにしたがって決定します。ただし、いずれの場合も当社が必要と認める場合には、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約容量の値等に決定することがあります。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

a. スイッチングの場合は、原則として、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとします。

b. 再点の場合は、原則として、需給開始前に当該需要場所ごとに設定されている契約容量を引き継ぐものとします。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、料金表 1（おうちプラン）(2) に定めるとおりといたします。

17 節約応援プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

イ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに本約款による電気の供給を受ける前から一般送配電事業者の供給設備を使用している場合には、本約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、本約款により受けた電気の供給とみなします。なお、再点の場合で、需給開始前に当該需要場所において契約電力を最大需要電力に基づき定めていた場合は、原則として、本契約種別により契約電力を決定するものといたします。

ロ 需要場所における負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回る時は、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかな時は、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします）は、需要場所における負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議の上定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との間の協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との間の協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力はその上回る最大需要電力の値といたします。

(4) 料金

料金は、料金表 2（節約応援プラン）に定めるとおりといたします。

18 うちっち 500 プラン

(1) 適用範囲

イ 契約容量が 3 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力の合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、お客さまの電気の使用または電気設備の状態に応じて、16 (1) ロまたは (2) ロに準じるものといたします。

(3) 契約負荷設備

契約容量が 6 キロボルトアンペア以上の場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

契約容量は、お客さまの電気の使用または電気設備の状態に応じて、16 (1) ハまたは (2) ニに準じるものといたします。16 (1) ハの場合、10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。

(5) 料金

料金は、料金表 3（うちっち 500 プラン）に定めるとおりといたします。

19 おうち電化プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が 3 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力の合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ハ 別表 9（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）

または別表 10（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用していること。なお、当社は、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器の設置状況を確認いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、お客さまの電気の使用または電気設備の状態に応じて、16（1）ロまたは（2）ロに準じるものといたします。

(3) 契約負荷設備

契約容量が 6 キロボルトアンペア以上の場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

契約容量は、お客さまの電気の使用または電気設備の状態に応じて、16（1）ハまたは 16（2）ニに準じるものといたします。16（1）ハの場合、10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。

(5) 料金

料金は、料金表 4（おうち電化プラン）に定めるとおりといたします。

(6) 休日等

このプランにおいて、休日等とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日

(7) 時間帯区分

イ 昼間時間

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、(6)（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 軽負荷時間

(6)（休日等）に定める日以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに (6)（休日等）に定める日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間

昼間時間および軽負荷時間以外の時間をいいます。

(8) その他条件等

イ 夜間蓄熱式機器

(イ) 夜間蓄熱式機器とは、別表 9（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(ロ) 別表 9（夜間蓄熱式機器）の「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。

ロ オフピーク蓄熱式電気温水器

(イ) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表 10（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ハ 設置確認

イ (イ) またはロ (イ) の機器を取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
なお、お客さまが無断でイ (イ) またはロ (イ) の機器を取り外された場合で、引き続き変更前の契約内容により電気を使用されたことを当社が覚知した場合、原則として、覚知してから最初に到来する検針日以降の電気料金の算定から、16（おうちプラン）を適用いたします。

20 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所においておうちプラン、節約応援プラン、うちっち 500 プランまたはおうち電化プランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所においておうちプラン、節約応援プラン、うちっち 500 プランまたはおうち電化プランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ハ 原則として、静岡ガス株式会社または静岡ガス株式会社の各関係会社から、都市ガスまたは LP ガスの供給を受けていること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、1 年間を通じての最大負荷を基準として、次のいずれかにしたがい決定します。ただし、いずれの場合も当社が必要と認める場合には、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電力の値等に決定することがあります。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

a. スイッチングの場合は、原則として、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力を引き継ぐものとします。

b. 再点の場合は、原則として、需給開始前に当該需要場所ごとに設定されている契約電力を引き継ぐものとします。

ロ 一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金

料金は、料金表 4（低圧電力）（1）に定めるとおりといたします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

Ⅳ料金の算定および支払い

21 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

22 検針日

検針は一般送配電事業者が行います。当社は、一般送配電業者から提供される検針結果を用いて、料金の算定をいたします。

当社は、検針日を、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日として取り扱います。

- (1) 検針は、お客さまごとに一般送配電事業者が定め、当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、一般送配電事業者は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ 非常変災の場合

ハ その他特別の事情がある場合

- (4) (3) イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3) ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

23 料金の算定期間

料金の算定期間（以下「料金算定期間」といいます。）は、次によります。

- (1) 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約を消滅させる場合の料金算

定期間は、需給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

- (2) 一般送配電事業者が、あらかじめ使用電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）を当社に通知した場合には、(1)に関わらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約を消滅させる場合の料金算定期間は、需給開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (3) 25（使用電力量の算定）(2) の場合の料金算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、その需給地点の属する検針区域の検針日といたします。

24 計量

- (1) 需給地点ごとの使用電力量および最大需要電力は、原則として、需給地点ごとに取り付けられた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量いたします。
- (2) 技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合は、一般送配電事業者は計量器を取り付けないことがあります。

25 使用電力量の算定

使用電力量は、一般送配電事業者から当社に提供される 30 分ごとの使用電力量を用いることとします。なお、一般送配電事業者の使用電力量の算定は、次のとおり実施します。

- (1) 30 分ごとの使用電力量は、原則として、記録型計量器によって 30 分ごとに計量された電力量といたします。また、料金算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金算定期間（ただし、需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。なお、電力量料金に区分を有する場合、料金の算定期間における各料金区分ごとの使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、各料金区分ごとに、料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合で、計量器を取り付けないときの使用電力量は、当社と一般送配電事業者間で定められた方法によって求めた使用電力量を元に、お客さまとの協議によって決定します。
- (3) 22（検針日）(2) または (3) の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量は、当社と一般送配電事業者間で定められた方法によって求めた使用電力量を元に、お客さまとの協議によって決定します。
- (4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合または電力量の算

定に計量値等を用いることが適当でない場合には、料金算定期間の使用電力量は、当社と一般送配電事業者間で定められた方法によって求めた使用電力量を元に、お客さまとの協議によって決定します。ただし、その 1 月の電力量の合計が計量できている場合で、30 分ごとの電力量を正しく計量できなかったときまたは計量情報等を伝送することができなかったときは、30 分ごとの電力量は、原則として、当社と一般送配電事業者間で定められた方法によって求めた使用電力量を元に、お客さまとの協議によって定め、定めた値を、需給地点で計量された使用電力量といたします。

- (5) 当社は、検針の結果を、ホームページ等を用いてすみやかにお客さまにお知らせいたします。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金算定期間を「1 月」として算定いたします。

- イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
- ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 23 (料金の算定期間) (1) の場合で料金算定期間の日数がその料金算定期間の始期の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26 (料金の算定) (1) イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金は、別表 5 (日割計算の基本算式) (1) イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5 (日割計算の基本算式) (1) ハにより算定いたします。ただし、おうちプラン、節約応援プランおよびうちっち 500 プランの料金適用上の電力量区分については、別表 5 (日割計算の基本算式) (1) ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5 (日割計算の基本算式) (1) ニにより算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 26 (料金の算定) (1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には需給開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、26 (料金の算定) (1) ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後

の力率にもとづいて、別表 5（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。

28 料金の支払義務発生日および支払期限日

（1）お客さまが、同一需要場所で静岡ガス株式会社または別紙 1 に定める当社の指定する会社が販売するガスを使用している場合は、お客さまからの申し出に基づき電気料金とガス料金（電気料金の算定対象とする年月の翌月のガス料金）をまとめて請求いたします。なお、お支払いでご利用の金融機関または電気需給契約もしくはガス需給契約の内容によりまとめられないことがあります。また、20（低圧電力）に規定する契約種別は、ガス料金その他とまとめての請求はできません。

（2）お客さまの料金の支払義務発生日は、次の日といたします。

イ 検針日といたします。ただし、25（使用電力量の算定）（3）により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）（4）の場合は、料金算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、25（使用電力量の算定）（2）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または需給開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

（3）お客さまの料金は、支払期限日までにお支払いいただきます。支払期限日は次のとおりといたします。

イ 電気料金のみを請求のお客さま

（イ） 支払義務発生日が（2）イの場合・・・支払義務発生日の翌月当社第 3 営業日（以下「請求日」といいます。）の翌日から起算して 30 日目とし、請求日までに一般送配電事業者からお客さまの使用電力量を受領できなかった場合は、受領した日の翌日から起算して 30 日目といたします。なお、請求がなされる前に電気需給契約が消滅した場合は、電気需給契約の消滅日の翌日から起算して 30 日目といたします。

（ロ） 支払義務発生日が（2）ロの場合・・・支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

（ハ） 一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合・・・原則として検針の基準となる日の翌月当社第 3 営業日の翌日から起算して 30 日目といたします。

ロ 電気料金とガス料金をまとめて請求のお客さま

（イ） 支払義務発生日が（2）イの場合・・・原則としてガス検針日の翌日から起算して 30 日目といたします。なお、請求がなされる前にまとめて請求中の契約（ガス需給契約に限りません）が消滅した場合は、当該契約の消滅日の翌日から起算して 30 日目といたします。また、請求がなされる前に電気需給契約が消滅した場合は、電気

需給契約の消滅日の翌日から起算して 30 日目といたします。

- (ロ) 支払義務発生日が (2) ロの場合・・・支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (ハ) 一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合・・・原則としてガス検針日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (4) 支払期限日が、休日（日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日及び 1 月 4 日、5 月 1 日、12 月 29 日、12 月 30 日をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金（30（延滞利息）の規定による延滞利息を含みます。）は、原則として口座振替、クレジットカード払いのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。なお、28（料金の支払義務発生日および支払期限日）(1) にて、お客さまが電気料金と都市ガス料金とをまとめて請求している場合も同様といたします。
- (2) 料金の収納は静岡ガス株式会社又は別紙 1 に定める当社の指定する会社が代行して行います。
- (3) 口座振替の方法でお支払いいただく場合は、以下のとおりといたします。
 - イ 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
 - ロ お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ静岡ガス株式会社、別紙 1 に定める当社の指定する会社又は金融機関に申し込んでいただきます。
 - ハ 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
 - ニ 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続きが完了するまでは料金を払込みの方法でお支払いいただきます。
 - ホ 口座振替の方法によりお支払いいただいている場合であって、口座振替ができなかった場合の料金又は延滞利息は、払込みの方法でお支払いいただきます。
- (4) クレジットカードの方法でお支払いいただく場合は、以下のとおりといたします。
 - イ 料金をお客さまとクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただく場合のクレジット会社は、当社が指定したクレジット会社といたします。
 - ロ お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の様式又はクレジットカード会社所定の様式によりあらかじめ静岡ガス株式会社、別紙 1 に定める当社の指定する会社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。
 - ハ 新たに低圧電力契約をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、契約電力が

15kW 以下の場合にお申し込みいただけます。

ニ 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは料金を次の各号の方法でお支払いいただきます。

(イ) 新たにご使用を申し込まれたお客さまは原則として払込みの方法

(ロ) (イ) 以外のお客さまはクレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法

ホ クレジットカード払いの方法によりお支払いいただいている場合であって、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった場合の料金又は延滞利息は、払込みの方法でお支払いいただきます。

(5) 払込みの方法でお支払いいただく場合は、以下のとおりといたします。

イ お客さまが料金を当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）を通じて払込みの方法で支払われる場合には、当社が指定した様式（払込用紙等）によっていただきます。

ロ 当社は、お客さまが払込用紙等の再発行を希望される場合において、お支払いいただく料金等の金額が 1 回につき 30 万円以下のときは、お客さまからの連絡により、払込用紙等に替えて電子請求により料金等をお支払いいただくことができます。なお、書面による払込用紙の再発行を希望される場合は、31（帳票発行手数料）の規定によるものとします。

ハ 当社はイにかかわらず、当社、静岡ガス株式会社又は別紙 1 に定める当社の指定する会社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社又は弁護士法に定める弁護士法人（以下「弁護士法人」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社又は弁護士法人が指定した様式により、料金を払込みの方法でお支払いいただくことがあります。

(6) 支払日については、以下のとおりといたします。

イ 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社へ立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

ハ 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の販売代理店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は販売代理店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

ニ 当社は、お客さまが料金を債権回収会社又は弁護士法人が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(7) 料金及び延滞利息は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。なお、28（料

金の支払義務発生日および支払期限日) (1) にてガス料金とのまとめ請求を行っている場合において、請求金額の一部のみが支払われた場合は、先にガス料金の支払いがされたものとして扱います。

30 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社に対して、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息をお支払いいただきます。ただし、次の場合には延滞利息は発生しないものとします。

イ 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合

ロ 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた料金（電気本体料金といいます）より、電気本体料金に含まれる消費税等相当額を差し引いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

（備考）

本体料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

本体料金に含まれる消費税等相当額 = 電気料金本体 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払義務は、29（料金その他の支払方法）(7) 及び 48（解約等）(1) 二の適用にあたっては、(3) の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (5) 延滞利息の支払期限日は、(3) の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

31 帳票発行手数料

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、各帳票の発行につき、(2) に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。なお、帳票発行手数料は、原則として、帳票が発行された直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただき

ます。

イ お客さまが、当社が指定した書面による請求書または電気料金内訳書の発行を希望され、当社がこれを発行した場合

ロ お客さまが、料金を払込みの方法により支払われる場合において、書面による払込用紙の再発行を希望され、当社がこれを発行した場合

(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1) イの場合

1 通につき 160 円 (消費税等相当額を含みます)

ロ (1) ロの場合

1 通につき 350 円 (消費税等相当額を含みます)

(3) 当社は、(1) イの場合であっても、合理的なものとして当社が判断した場合は、当該請求書または電気料金内訳書に係る帳票発行手数料を請求しないことがあります。

32 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。また、当社関係会社の他サービスを含みます。) の料金を支払期限日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期限日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 保証金の預かり期間は、2 年以内といたします。

(4) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後 5 日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。

(5) 当社は、預かり期間経過後、又は契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額 ((4) に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。) を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年 0.024 パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。

V 使用および供給

33 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

34 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、一般送配電事業者が託送供給等約款で定める基準にしたがって取り付けていただきます。

35 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者もしくはこれらの指定する第三者は、以下に規定する目的のため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物等に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 54（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 37（供給の停止）、46（需給契約の廃止）(1) または 48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

36 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは

妨害するおそれがある場合、または、当社または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1) に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

37 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または一般送配電事業者もしくはこれらの指定する第三者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- ハ 57（供給方法および工事）によって定められた方法に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- ホ 6（需給契約の申し込み）(5) に定める契約の要件を欠くに至った場合
- ヘ 35（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者もしくはこれらの指定する第三者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく

拒否された場合

ト 36 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じられない場合

- (3) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

38 供給停止の解除

37 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに (次の場合を含みません。) 電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) その他特別の事情がある場合

39 供給停止期間中の料金

37 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27 (日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。

40 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

イ 1 (適用) に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ 37 (供給の停止) (2) ロからニの場合

- (2) (1) の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に当社または一般送配電事業者の電線路または電気を使用し、そのために当社が一般送配電事業者より違約金の支払いを請求された場合には、お客さまは当該請求金額を当社に支払うものとします。本条に定めるお客さまの支払義務は、本契約の終了後といえども免れないものとします。
- (5) 本契約期間中、終了後を問わず、お客さまの責により当社が一般送配電事業者に対し負うに至った支払債務については、お客さまがその全額を当社の請求があり次第ただちに当社に対して支払うものとします。

41 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、一般送配電事業者からお客さまに対する電気の使用の制限もしくは供給の中止にともない、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

ロ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(2) (1) の場合には、当社もしくは一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

42 損害賠償の免責

(1) 41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 37（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合、お客さまは当社に賠償していただきます。なお、当社が一般送配電事業者よりその設備等についての賠償請求を受けた場合、その金額をお客さまに請求いたします。

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申し込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) 契約電力等の変更（増加もしくは減少）を希望される場合の（1）による契約の変更は、次のとおりといたします。

イ お客さまは、あらかじめ契約電力等の変更希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、原則として、お客さまが申し出た契約電力等の変更希望日に契約電力等を変更させるための適当な処置を行うよう、一般送配電事業者に依頼します。

ロ 契約電力等は、次の場合を除き、お客さまが当社に申し出た変更希望日に変更いたします。

- (イ) 当社がお客さまからの申し出を変更希望日の翌日以降に受けた場合は、申し出を受け、一般送配電事業者による変更手続きが完了した日を契約電力等が変更したものとしたします。
 - (ロ) 一般送配電事業者による変更手続きが完了した日が、お客さまが申し出た変更希望日と異なる場合は、一般送配電事業者による変更手続きが完了した日といたします。
 - (ハ) 当社または一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等を変更させるための処置ができない場合は、契約電力等を変更させるための処置が可能となった日に変更するものといたします。
- (3) お客さまは、原則として、17（節約応援プラン）、18（うちっち 500 プラン）を適用されてから 1 年に満たないで他の契約種別に変更することはできません。また、17（節約応援プラン）、18（うちっち 500 プラン）の適用を再度申し込む場合、過去の 17（節約応援プラン）、18（うちっち 500 プラン）の適用の終了の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

45 名義の変更

- (1) 電気を新たに使用しようとするかたが、前に使用されていたお客さまの需給契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。
- (2) (1) の場合においても、前に使用されていたお客さまとの需給契約が消滅している場合には、Ⅱ（契約の申し込み）の規定によって申し込んでいただきます。

46 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、直接または他小売事業者を経由して当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。ただし、他小売事業者を経由した通知であって、廃止に必要な情報に不備がある場合には、当社は廃止申し込みの承諾を拒否することがあります。
- (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された（他小売事業者を経由したものを含みます。）廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、原則として通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金の精算

お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合は、それまでの期間の該当料金（別に定める付帯割引がある場合は付帯割引分を含む）の 10 パーセントを割増ししたものを適用し、既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、低圧電力契約の場合は、該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用し、既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- (2) 契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合は、それまでの期間の該当料金（別に定める付帯割引がある場合は付帯割引分を含む）について、減少される契約容量または契約電力分につき、10 パーセントを割増ししたものを適用し、既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、低圧電力契約の場合は、減少される契約容量または契約電力分につき、20 パーセントを割増ししたものを適用し、既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

48 解約等

- (1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- イ 37 (供給の停止) によって供給を停止された需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ 料金を支払期限日を経過してなお支払われない場合
 - ハ 静岡ガス株式会社の各関係会社との他サービスの料金が、支払期限日を経過してなお支払われない場合
 - ニ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ 一般送配電事業者が適正契約への改善を求めた際に、修正に応じていただけないとき
- (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ保安

50 保安の責任

一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

51 調査

(1) 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 一般送配電事業者は、(1) の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

52 調査等の委託

(1) 一般送配電事業者は、51（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 一般送配電事業者は、(1) によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

53 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 一般送配電事業者は、51（調査）(1) により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

54 保安に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただ

きます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、(1) に準じて、適当な処置をいたします。

(3) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 一般送配電事業者は、必要に応じて、供給開始に先だち、供給電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

55 検査または工事の受託

(1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を一般送配電事業者に申し込むことができます。

(2) (1) の申し込みを受けた場合には、一般送配電事業者は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、一般送配電事業者は、お客さまから、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。

(3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を一般送配電事業者に申し込むことができます。

(4) (3) の申し込みを受けた場合には、一般送配電事業者は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、一般送配電事業者は、お客さまから、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

56 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

(1) 51（調査）

(2) 52（調査等の委託）

(3) 53 (調査に対するお客さまの協力)

(4) 55 (検査または工事の受託)

Ⅷその他

57 供給方法および工事

- (1) 電気の供給方法および、一般送配電事業者による工事については、一般送配電事業者の託送供給等約款「Ⅶ受電および供給の方法ならびに工事」によるものといたします。
- (2) 一般送配電事業者の託送供給等約款「Ⅶ受電および供給の方法ならびに工事」により、契約者の負担により契約者で行うとされている工事については、お客さまの負担によりお客さまで工事を行っていただきます。なお、一般送配電事業者の託送供給等約款「Ⅶ受電および供給の方法ならびに工事」に関する事項で、一般送配電事業者から当社に請求のあったものについては、当社はお客さまに相当額を請求いたします。
- (3) 当社と一般送配電事業者との協議には、お客さまにも参加していただくことがあります。

58 工事費の負担

- (1) 一般送配電事業者による供給設備等の工事で発生する工事費の負担については、一般送配電事業者の託送供給等約款「Ⅷ工事費の負担」によるものといたします。
- (2) 一般送配電事業者の託送供給等約款「Ⅷ工事費の負担」により、お客さまへの電気の供給に用いる供給設備等の工事において発生する負担金で、一般送配電事業者から当社に請求のあったものについては、当社はお客さまに相当額を請求いたします。

59 停電時における問合せ

当社は、停電時におけるお客さまからの問合せに対し、次のとおり対応いたします。

- (1) 送配電要因であることが明らかな停電への対応

当社は、送電線の切断など、送配電要因で停電していることが明らかな場合には、一般送配電事業者から提供される情報を用いて、お客さまへの問い合わせに対応いたします。

- (2) 原因が不明な停電への対応

当社は、お客さまよりいただいた停電の状況に関する情報に基づき、ブレーカーの操作方法の案内等、可能な範囲で適切な助言を行います。ただし、当社の助言によって停電が解決しない場合や、適切な助言を行うことが不可能である場合には、保安責任者である一般送配電事業者等の連絡先等を紹介することなど、適宜必要な協力をいたします。

60 暴力団排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、本契約締結時および将来にわたり、本契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。

- (2) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
- イ 暴力団員等が経営を支配し又は実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ハ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (3) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
- イ 暴力的な要求行為。
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - ホ その他、上記に準ずる行為。
- (4) お客さまおよび当社は、相手方が上記（2）および（3）のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (5) お客さまおよび当社は、上記（4）に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

附則

第1条（実施期日）

本約款は、2026年10月1日から実施いたします。なお、31の規定は、2026年10月1日に発行・送付した帳票から適用いたします。

第2条（電気・ガス料金負担軽減支援事業の取り扱い）

- （1）2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見「中東情勢を踏まえた令和8年度補正予算等について」における電気料金の支援（以下、「本事業」といいます。）に基づき、本事業の対象期間においては、対象のお客さまの燃料費調整単価は、別表「7 燃料費調整（1）ロ」によって算定された燃料費調整単価から（2）で定める単価を引き下げた単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものとします。

（2）本事業で定める値引き単価

	2026年7月使用（8月検針）分・ 9月使用（10月検針）分	2026年8月使用（9月検針）分
1キロワット時につき	3.5円	4.5円

- （3）（1）は、本事業の終了とともに効力を失うものとします。

別紙

1 当社の指定する会社

当社の指定する会社とは以下の事業者をいいます。

- ・ 静岡ガスエネルギー株式会社
- ・ 島田ガス株式会社
- ・ 袋井ガス株式会社
- ・ 中遠ガス株式会社
- ・ 吉田ガス株式会社
- ・ 下田ガス株式会社
- ・ 信州ガス株式会社
- ・ 御殿場ガス株式会社
- ・ 静岡ガスエネルギー株式会社が指定する LP ガス販売事業者

別表（60Hz 地区 低圧用）

1 小売電気事業者の変更を希望される場合の申込期間

- (1) お客さまが小売電気事業者の変更を希望され、新たに当社との需給契約を希望される場合の、申し込みから需給開始までに必要な期間および需給開始日は、原則として次のとおりといたします。なお、下における営業日は、一般送配電事業者が定めるものとします。

記録型計量器が取り付けられていない場合	8 営業日+2 暦日以降の定例検針日
記録型計量器が取り付けられている場合	1 営業日+2 暦日

- (2) (1) に定める需給開始日以前に需給開始希望日を設定した場合、需給開始日が延期になることがあります。

2 負荷設備の入力換算容量

負荷設備の入力換算容量については、一般送配電事業者が定める託送供給等約款別表にて定めた容量に準じます。

3 契約負荷設備の総容量の算定

契約負荷設備の総容量の算定方法は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款別表にて定めた方法に準じます。

4 契約容量および契約電力の算定方法

16（おうちプラン）(2) ニ（イ）、18（うちっち 500 プラン）(4)、19（おうち電化プラン）(4) または 20（低圧電力）(4) イの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \div 1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \div 1,000$$

5 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

1 月の該当料金×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

ただし、26（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、

日割計算対象日数÷料金算定期間の日数 は、日割計算対象日数÷暦日数 といたします。

ロ おうちプラン、節約応援プランおよびうちっち 500 プランの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) おうちプラン 1 およびおうちプラン 2

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 節約応援プラン

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 3 段階料金適用電力量＝200 キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第 3 段階料金適用電力量とは、300 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) うちっち 500 プラン

第 1 段階料金適用電力量＝500 キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 500 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (ニ) (イ) (ロ) (ハ) によって算定された第1段階料金適用電力量、第2段階料金適用電力量および第3段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (ホ) 26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(イ) (ロ) (ハ) の日割計算対象日数÷料金算定期間の日数は、日割計算対象日数÷暦日数といたします。
- ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
 - (イ) 26(料金の算定)(1)イまたはハの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (ロ) 26(料金の算定)(1)ロの場合料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
 - (イ) 26(料金の算定)(1)イまたはハの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (ロ) 26(料金の算定)(1)ロの場合料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (2) 25(使用電力量の算定)(2)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう料金算定期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合
開始日が属する月の日数といたします。
 - ロ 需給契約が消滅した場合
消滅日の直前の検針日が属する月の日数といたします。
- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

6 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

7 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、0.01 円とし、その端数は、小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間燃料費調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

(イ) 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。基準単価には消費税等相当額を含みます。

イ 基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.233 円
-------------	---------

(3) 燃料費調整単価等の告知

当社は、(1) ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

8 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款別表に記載されたものに準じます。

9 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

10 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

料金表（低圧 60Hz）

1 おうちプラン

(1) おうちプラン 1

料金は、基本料金、電力量料金および別表 6（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金（消費税等相当額を含みます。）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	963.42 円
契約電流 40 アンペア	1,284.56 円
契約電流 50 アンペア	1,605.70 円
契約電流 60 アンペア	1,926.84 円

ロ 電力量料金（消費税等相当額を含みます。）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.20 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.67 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.62 円

(2) おうちプラン 2

料金は、基本料金、電力量料金および別表 6（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金（消費税等相当額を含みます。）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321.14 円
---------------------	----------

ロ 電力量料金（消費税等相当額を含みます。）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.20 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.67 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.62 円

2 節約応援プラン

料金は、基本料金、電力量料金および別表 6（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金（消費税等相当額を含みます。）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 3 キロワット未満の場合は、契約電力を 3 キロワットとみなし、3 キロワットの基本料金といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 3 キロワット	1,194.42 円
契約電力 4 キロワット	1,592.56 円
契約電力 5 キロワット	1,990.70 円
契約電力 6 キロワット	2,388.84 円
契約電力 7 キロワット以上の場合 1 キロワットにつき	398.14 円

(2) 電力量料金（消費税等相当額を含みます。）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.20 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.67 円
300 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.62 円
500 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.62 円

3 うちっち 500 プラン

料金は、基本料金、電力量料金および別表 6（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)

によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金（消費税等相当額を含みます。）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 3 キロボルトアンペア	963.42 円
契約容量 4 キロボルトアンペア	1,284.56 円
契約容量 5 キロボルトアンペア	1,605.70 円
契約容量 6 キロボルトアンペア	1,926.84 円
契約容量 7 キロボルトアンペア以上の場合 1 キロボルトアンペアにつき	321.14 円

(2) 電力量料金（消費税等相当額を含みます。）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.77 円
500 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.62 円

4 おうち電化プラン

料金は、基本料金、電力量料金および別表 6（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金（消費税等相当額を含みます。）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,538.14 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	278.24 円

(2) 電力量料金（消費税等相当額を含みます。）

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

1 キロワット時につき	38.80 円
-------------	---------

ロ 軽負荷時間

1 キロワット時につき	28.61 円
-------------	---------

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	16.52 円
-------------	---------

5 低圧電力

(1) 低圧電力

料金は、基本料金、電力量料金および別表 6（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 7（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金（消費税等相当額を含みます。）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	909.70 円
-----------------	----------

ロ 電力量料金（消費税等相当額を含みます。）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

1 キロワット時につき	夏季料金 19.99 円	その他季料金 18.26 円
-------------	--------------	----------------